

避難から避難所の開設・運営撤収までの流れ

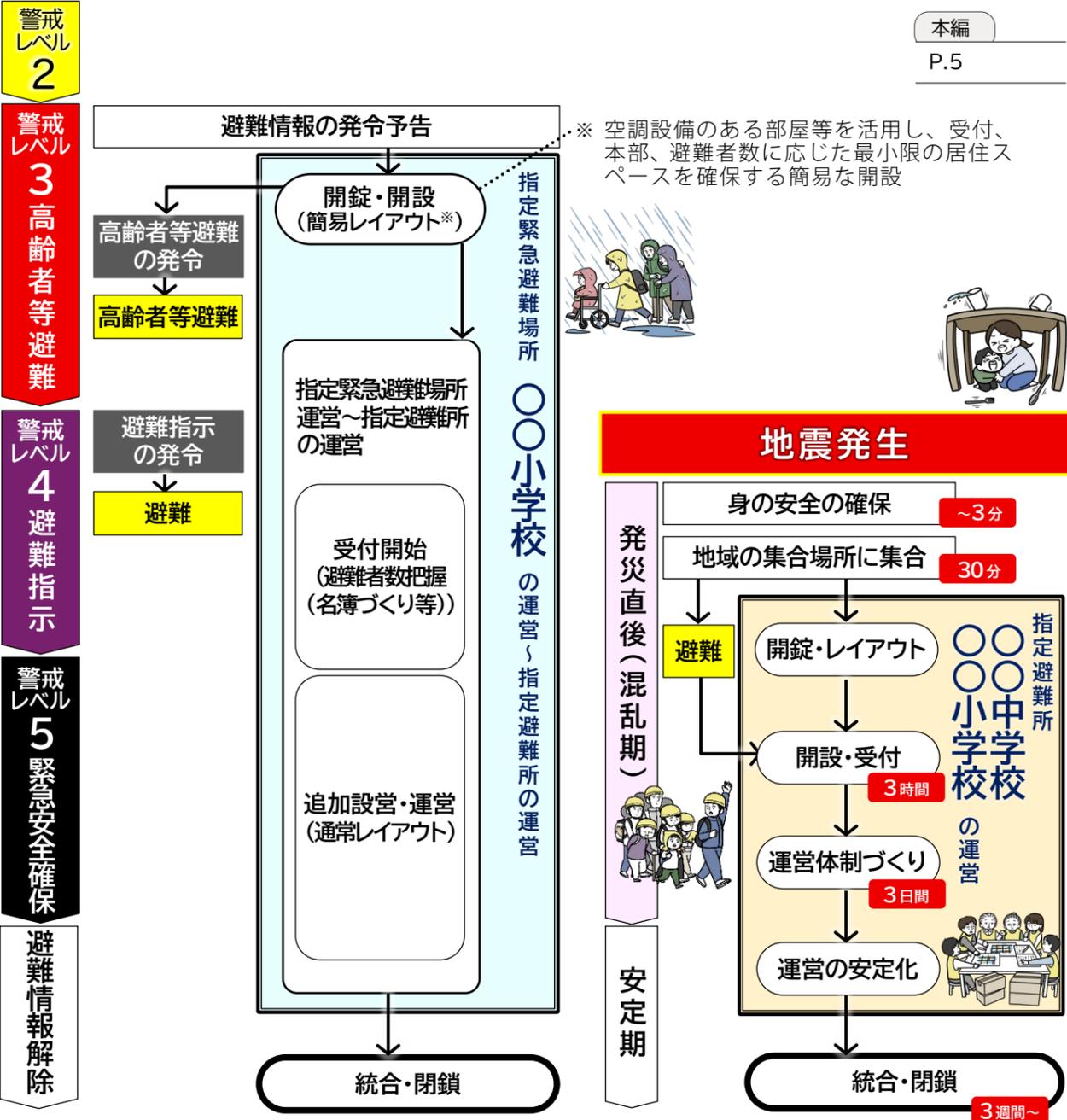
学区内の避難所

避難所	〇〇小学校	〇〇中学校
指定避難所	◎	◎
指定緊急避難場所 (中核避難所)	◎	
(サテライト避難所)		◎

水害・土砂災害時

地震時

本編
P.5



(参照: 京都市消防局「自主防災会防災行動マニュアルガイドライン」)

〇〇学区

2026.2.25 (案)

避難所運営マニュアル

〇〇学区避難所運営協議会

水害・土砂災害時

地震時

〇〇小学校
(指定緊急避難場所)

〇〇小学校、〇〇中学校
(指定避難所)

避難所開設・運営の基本方針

1. 災害時は、一人一人が自分の“いのち”を守ることを基本とします。大切なのは難を避けること。避難所避難だけでなく、在宅避難を含む分散避難を適切に選択し、災害時は迷わず避難することを地域で共有します。
2. 避難所は、地域コミュニティと集まった避難者みんなの協力による、開設・運営を目指します。
3. 避難所は、在宅避難者をはじめ、すべての地域住民にとっての支援拠点と考え、支援に取り組みます。
4. スフィア基準や男女共同参画をはじめとした多様な視点をもとに、様々な人々が運営に携わるすべての人にやさしい避難所づくりを目指します。

本編

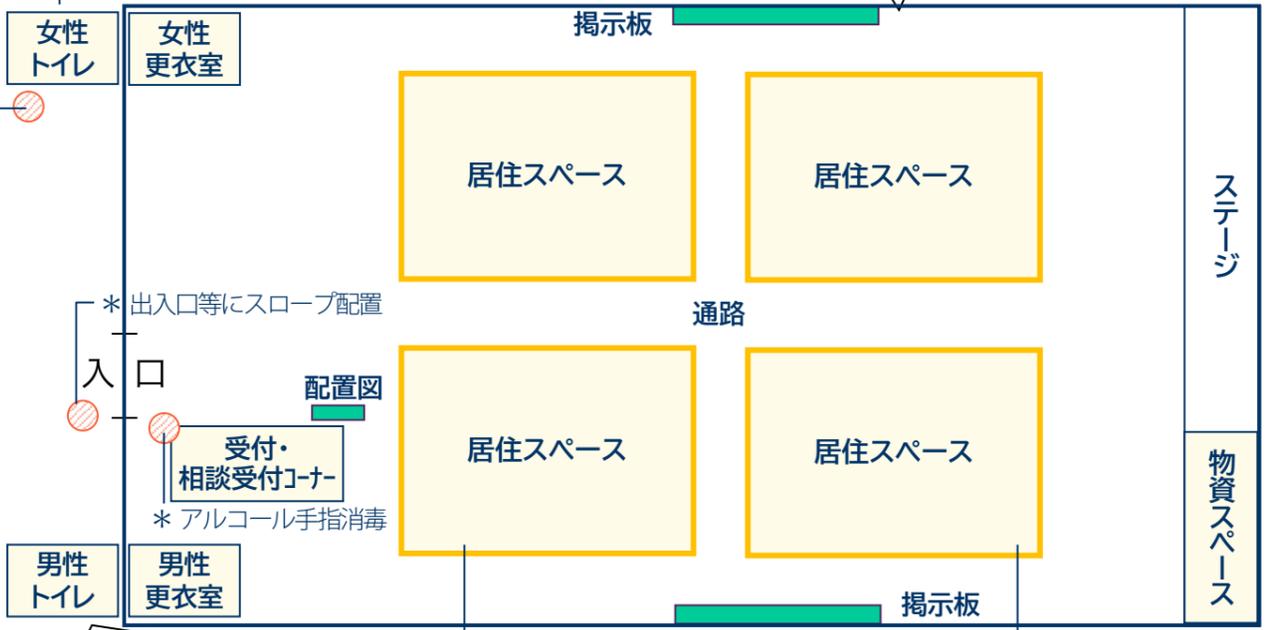
P.1~4

レイアウトづくり | あらかじめきちんとレイアウトすることが混乱をなくします！

- チェック** 発災当初は避難者の安全確保のために受入れを優先します
 - チェック** 避難所運営が、落ち着いた段階で、1人当たり3.5㎡の居住スペースとなるようあらかじめ決めたレイアウトにしましょう
 - チェック** 受入時のレイアウト
- ① まずは、通路の確保
 - ② 自治会等、地域コミュニティごとに居住スペースを分ける
 - ③ 配慮が必要な方は、通路側等トイレに行きやすいところを優先的に確保
 - ④ 盲導犬等の身体障害者補助犬が必要な方のスペースを優先的に確保
 - ⑤ 間仕切りで世帯ごとにプライバシーを確保

* 性暴力の発生を防止するため、女性用と男性用のトイレは離れた場所に設置する。あわせて、照明の確保や定期的な巡回を行い、プライバシーの保護と安全な利用環境を整える。

本編 P.14~17



・断水している間は、凝固剤やマンホールトイレを使用

* トイレの目隠し等にも配慮

* トイレ・物干し場・更衣室・休養スペース・入浴設備は、男女別に設置し、昼夜問わず安全に安心して利用できるよう配慮

* 巡回等により防犯・防火対応。巡回は男女ペアで、女性や子どもが、人目のない所やトイレ等に一人で行かないよう注意喚起

* 断水している間は、凝固剤やマンホールトイレを使用

* 観光客等帰宅困難者スペースを確保

* 段ボールベッド等を活用し、床に直接横たわらないように配慮。床に長期間に横たわっていると、エコノミークラス症候群や、埃等を吸い込むことによる健康被害が懸念されます

* 段ボールベッド等の配備は、要配慮者を優先

【体育館以外で個室を確保した方が良いスペース】

- 避難所運営協議会本部
- 物資倉庫
- 救護室
- 感染症対策室
- 体調不良者等一時休息スペース（発熱・咳・下痢等の有症者）
- 要配慮者の部屋、福祉スペース
- 女性専用スペース（授乳・搾乳・着替え・休養）
- 育児スペース（男性も利用可能）
- 子ども、親子が安心して遊べる部屋
- 災害時に設置される固定電話のブース
- ペットとその飼い主の居住スペース

【福祉スペースに必要なもの】

物資 発電機、燃料／照明器具（懐中電灯、ランタン等）／寝具類（ベッド、毛布等）／暖房器具／介護、育児用物資（紙オムツ、粉ミルク等）／その他（漂白剤、パーテーション等）

食料 おかゆ、水等

本編 P.14~17

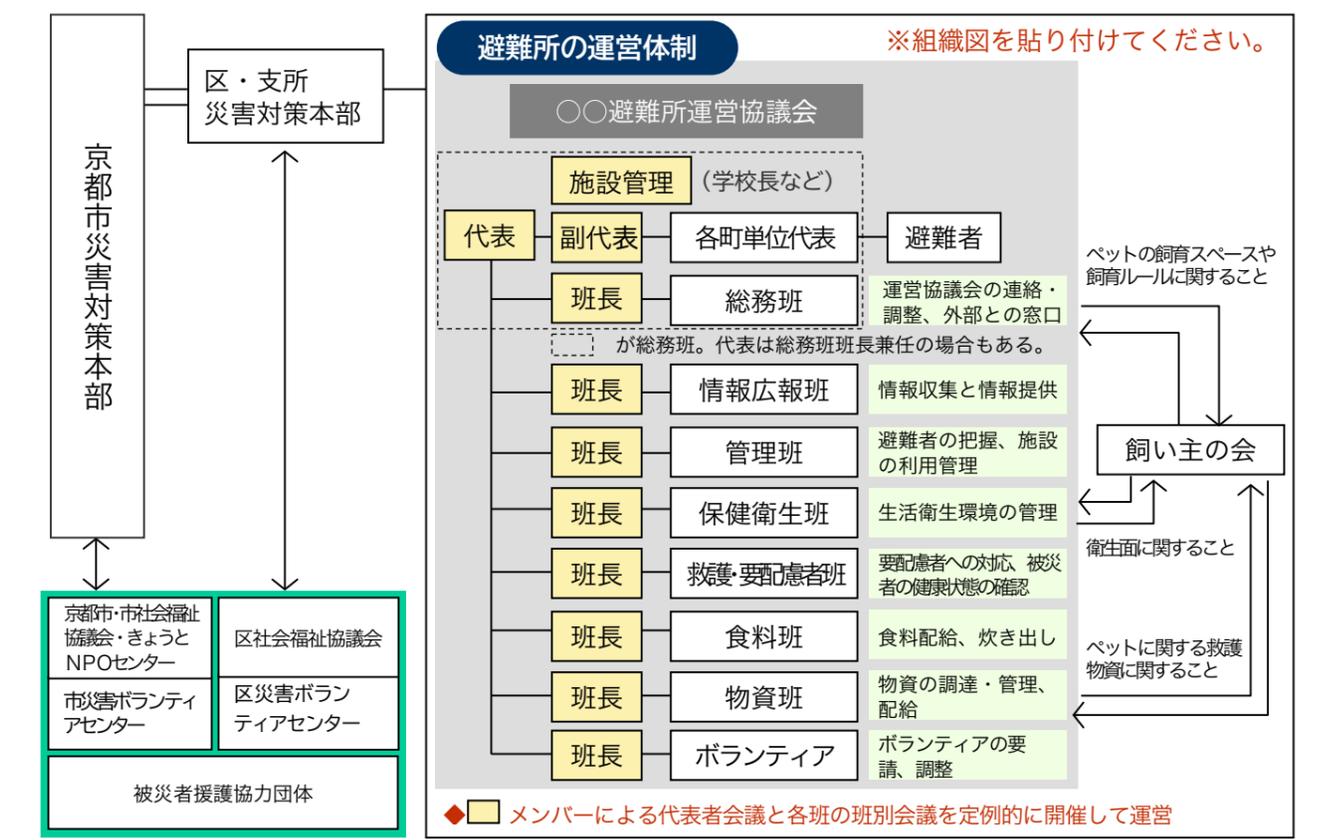
- チェック** 感染症の拡大防止には、適切な受付と隔離、消毒等
- 資料編 参考資料(P.24) ⑬消毒液の作り方
- 資料編 各種様式(P.64) ⑫健康調査票・体調チェック表

運営体制

運営協議会の設置

代表者		本編 P.19~23
副代表者		
総務班 班長 *代表者兼任の場合もあり		資料編
情報広報班 班長		参考資料 ⑨指定避難所(指定緊急避難場所)等の運営における責任(P.13)
管理班 班長		⑩避難所でのペットの受付と管理について(P.26)
保健衛生班 班長		⑫区災害ボランティアセンターとは(P.46)
救護・要配慮者班 班長		
食料班 班長		
物資班 班長		
ボランティア班 班長		

※必要に応じて班を追加、細分化します。
 ※代表者1名、副代表者3名程度、各班は班長をはじめ2~3名以上とします。



◆メンバーによる代表者会議と各班の班別会議を定期的開催して運営

※運営協議会の代表や班長及び各班の役割は、地域コミュニティと集まった避難者で担います。

※町単位で避難者組（居住スペースの単位ごとの避難者のグループ）を形成、代表者を設置します。

※施設管理者がいない避難所については、区役所職員等が施設管理者の役を担います。

※避難所運営協議会構成員の3割は女性の参加を確保する等男女共同参画を推進

※避難所でのペットの飼育については、周りの方に十分配慮し、飼い主が責任を持って行われなければなりません。飼い主同士で「飼い主の会」を結成し、運営にあたっては、避難所運営協議会の各班の指示に従いましょう。